令和8年度

保多野地区

ため池等整備（河川応対）工事

02905－K02

特　記　仕　様　書及び
現場説明書（条件明示）

令和8年11月

秋田地域振興局農林部

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第1節　共通仕様書の適用</td><td colspan="2">本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">第2節　余裕期間制度の適用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・余裕期間制度の適用無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある
発注者指定方式</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
任意着手方式</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第3節　技術者の専任</td><td>●</td><td>ない
通常の契約工事</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ない
余裕期間設定工事</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
通常の契約工事</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
余裕期間設定工事</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第4節　現場施工着手日の指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・現場施工着手日の指定無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第5節　電子納品
※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）</td><td colspan="2">●</td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第6節　工事施工調整会議
（三者協議）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第7節　施工調査の対象工事
（歩掛調査）
（間接工事等諸経費動向</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第8節　施工手段等の指定
（契約指定事項）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定事項なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">第9節　検査・品質管理関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　中間検査</td><td>●</td><td>ない</td><td>・中間検査なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　段階確認</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・共通仕様書第３編土木工事共通編「３－１－１－４■監督職員による確認及び立会等」に基づき段階確認を行う工種として、次の工種を追加するものとする。
<table>
<tr><th>工種</th><th>細別</th><th>確認時期</th><th>確認項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">起伏堰据付工</td><td>ゴム引布製起伏堰</td><td>施工時または完了時</td><td>据付高、据付寸法、動作状況</td></tr>
<tr><td>取水ゲート</td><td>施工時または完了時</td><td>据付高、据付寸法</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　重点監督対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　規格値</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>(1)　規格値の適用
本工事に用いる規格値は、共通仕様書「土木工事施工管理基準」によるほか、次の管理項目を追加するものとする。
<table>
<tr><th>工種</th><th>細別</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th></tr>
<tr><td>ゴム引布製起伏堰</td><td>各部寸法</td><td>右記</td><td>令和４年度
施設機械工事等施工管理基準
農林水産省農山振興局整備部設計課</td><td></td></tr>
<tr><td>取水ゲート</td><td>各部寸法</td><td>右記</td><td>水門鉄管技術基準による</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第10節 標準設計図	(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和３年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。 (2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。		
第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし
		ある	
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について	(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数		
第14節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第15節 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用	(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による		
第16節 地下埋設物の損傷事故防止	・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第17節 架空線等上空施設の損傷事故防止	・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第18節 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）	(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
第19節 その他特記事項（余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	
第20節 その他特記事項（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	●	ない	・対象なし
		ある	
第21節 その他特記事項（労働者確保に要する間接費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備事業標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営　繕　費：借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式１）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		

第22節 その他特記事項 （現場環境改善費）	●	ない	・条件なし
		ある	
第23節 その他特記事項 （１日未満で完了する作業の積算の適用）	(1) 「１日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第１編共通編第１章総則第１節59によるものとする。 (2) １日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、１箇所当りの作業量とする。 (3) １日未満積算基準「３判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」による。		
第24節 その他特記事項 （運搬費及び準備費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運　搬　費：建設機械の運搬費 準　備　費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式１）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第25節 その他特記事項 （建設現場等の遠隔臨場に関する試行につい	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。		

第２章　材料

項　目	条件		内　　容
第1節　県産材（間伐材）を利用した工事名標示板		ない	
	●	ある	・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に２基設置すること。
第2節　指定材料の確認	●	ない	・指定なし
		ある	

第２編　機械設備編

第１章　運搬・据付

第1節 一般事項	(1) 受注者は、承諾された設計図書及び工場での検査記録をもとに、規定の許容差内に正確に据付しなければならない。 (2) 据付に当たっては作業員の安全教育の徹底を図り、機材、足場、地盤の状態及び現場内の環境を点検し、人身事故並びに施設損傷等の絶無を期するとともに、保安設備標識を設け、第三者への防災にも万全の措置を講ずるものとする。
第2節 運搬	(1) 受注者は、各設備、機器の現場搬入の方法、時期について、事前に監督職員に輸送計画書を提出し、十分打合せを行わなければならない。 (2) 受注者は、各設備、機器の運搬過程において変形・破損が生じることのないように荷造りをしなければならない。 (3) 輸送にあたっては交通安全に留意し、関係法規を遵守しなければならない。
第3節 据付工事	(1) 据付に先立ち、監督職員の立合のもとに下部構造物の所定寸法及び位置の確認を行うものとする。 (2) 仮設備用機材または架設用機械等は使用条件を十分検討した設計を行い、特に材質、溶接等は十分慎重を期するものとする。 (3) 現場施工で完成後の出来形確認が困難な箇所については、あらかじめ監督職員の確認を受けてから次の工程に移るものとする。 (4) 機器の配置は、操作及び点検が容易なように配置するものとする。 (5) 機器の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように配慮すること。万が一損傷を与えた場合には、監督職員に報告するとともに、補修工法を打合せの上、受注者の責任で原形に復旧すること。 (6) 電気工事に係る許認可等の諸手続きの代行は、本工事に含む。

第２章　提出図書

第1節 承諾図書	受注者は、契約締結後、監督職員が指定する期日まで、次の承諾図書を事前に提出し、承諾を得なければならない。 (1) 製作仕様書 ① 機器製作、機械単体品、購入品等の規格・重量 ② 自社製品以外のリスト、メーカー、仕様、試験成績表 ③ 水理計算書、構造計算書及び材料計算書 (2) 施工計画書 (3) その他必要な図書
第2節 完成図書	受注者は、工事完了後に次に示す図書を一括ファイルして完成図書とし、提出しなければならない。 (1) 製作仕様書 (2) 据付仕様書 (3) 取扱説明書及び保守要領書 (4) その他監督職員の指示した図書

第３章　試験及び検査

第1節 一般事項	(1) 試験及び検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せのうえ実施するものとする。 (2) 試験、検査に要する費用については受注者の負担とする。
第2節 現場検査	(1) 現場据付時において、必要な検査がある場合には、事前に監督職員と打合せの上実施する。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編

第１章　総則

項　　目	内　　容
第1節 積算基準	（１）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （２）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・土地改良工事積算基準（施設機械）令和８年度　農林水産省 ・土地改良工事積算基準（機械経費）令和８年度　農林水産省 ・農業農村整備工事等標準積算基準書　令和８年10月以降適用　秋田県農林水産部 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕(令和８年10月１日以降適用)秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(令和８年10月１日以降適用)秋田県建設部

項　　目			内　　容
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

項　　目			内　　容
第1節 工程関係			
1　他工事との関連事項		ない	
	●	ある	(1)　保多野地区では土木工事を別途発注しているため、受注業者間で連絡調整を密にし、円滑な施工を図ってください。
2　施工時期、時間・施工方法の制限事項	●	ない	・制限なし
		ある	
3　関係機関との協議事項		ない	
	●	ある	(1)　施工にあたり関係市町村（秋田市）及び関係機関（秋田市上新城土地改良区）と連絡調整を図って下さい。
4　部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし
		ある	
第2節 用地関係			
1　用地の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
第3節 公害関係			
1　施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
2　事業損失に関する事項		ない	
	●	ある	(1)　施工途中において、騒音、振動、地下水低下等の影響により調査及び対策の必要が生じた場合は別途協議します。 (2)　工事施工に伴い、近隣家屋等に影響を及ぼす恐れがある場合には別途協議します。
3　第三者に対する措置			(1)　地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2)　公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3)　汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。

第4節 安全対策関係			
1 交通誘導員に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	
2 交通安全に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	
3 その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし
		ある	
第5節 工事用道路関係			
1 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし
		ある	
2 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし
		ある	
第6節 仮設備関係			
1 仮設備の設置	●	ない	・設置なし
		ある	
第7節 工事支障物件関係			
1 支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし
		ある	
第8節 建設副産物関係			
1 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事 【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がｾﾞﾛでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ ・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など ・木材 ・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ ②請負額が500万円以上(税込み)の工事	●	ない	・適用なし
		ある	
2 建設副産物の排出（特定建設資材以外又は請負額500万円未満の工事）	●	ない	・現場外搬出なし
		ある	
第9節 濁水処理及び薬液注入関係			
1 濁水処理に関する事項	●	ない	・対策なし
		ある	
2 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし
		ある	
第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱			
1 設計変更の手続き	・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。		
2 契約変更の手続き	・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。		

3　軽微な設計変更	・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。 (1)　構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの (2)　工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の３０％又は１千万円をこえるもの		
4　設計変更において追加が予想される事項	●	ない	・予想事項なし
		ある	
第11節 その他			
1　工事現場発生材 （工事現場再利用品） （建設副産物処理対象）	●	ない	・再利用品又は発生品なし
	●	ある	
2　その他条件 （快適トイレ導入対象工事）	●	ない	・対象外
		ある	
3　その他条件 （女性技術者活躍モデル工事）		発注者指定型	
	●	受注者希望型	（受注者希望型） ・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 (1)　快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。 (2)　女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。
4　その他条件	●	ない	・条件なし
		ある	

令和８年度

保多野地区　　ため池等整備（河川応対）工事

ゴム引布製起伏ゲート据付工事

仕様書

秋田地域振興局　農林部　農村整備課

第 1 章　総　則

本見積は、保多野地区において頭首工ゲート設備の工事費算定の参考とするため依頼するものである。製作及び据付工事の見積にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書 （以下「共通仕様書」 という。） 及び下記基準に準拠して作成するものとする。

1．	秋田県土木工事共通仕様書	(秋田県建設部編)
2．	土地改良工事積算基準	(農林水産省)
3．	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）	(（財）国土技術研究センター)
4．	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(（社）農業土木事業協会)
5．	ダム・堰施設技術基準（案）	((社)ダム・堰施設技術協会)
6．	水門鉄管技術基準	(水門鉄管協会)
7．	日本工業規格　（ＪＩＳ）	(日本規格協会)
8．	機械工事塗装要領（案）・同解説	(日本建設機械化協会)
9．	労働安全衛生規則	(厚生労働省)
１０．	労働基準法	(厚生労働省)
１１．	その他関連技術基準等	

なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。

第 2 章　設　計

１．一般事項

図面及び仕様書に記載していないため、製作に疑義が生じ、また見解を異にすることがあるときは、監督職員と協議の上決定するものとする。

２．設計及び構造

（1）　設計にあたっては、関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に即応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

（2）　構造については、設計図書に示される水位、水圧、気象条件及び荷重条件等に対して、強度、剛性を有し、耐久性に優れ、操作及び保守点検が容易なものとする。

３．塗装

（1）　関連する規格、基準等を遵守し、塗装の劣化程度や周辺の環境を考慮し、現地調査を十分に行い、塗装状況を的確に判断するものとする。

（2）　塗装設計に当たり、特別の塗料等使用する場合はその詳細を明示するものとする。

４．設計仕様

ゴム引布製起伏ゲート

型　　式 ： ゴム引布製起伏堰
設 置 門 数 ： １門
河　床　幅 ： 15.400m
堰　　高 ： 1.200m
法　勾　配 ： 左右岸　１：0.5
設 計 水 深 ： 1.440m　（自動倒伏水深）
膨 張 方 式 ： 空気式
固 定 方 式 ： １列固定方式
倒 伏 方 式 ： 下流側片倒れ方式
駆 動 方 式 ： 電動ブロワ式
操 作 方 式 ： 手動起立（ブロワ自動停止付）、水位計による自動倒伏及び手動倒伏
操 作 方 法 ： 機側操作
操 作 時 間 ： 起立　２０分以内、　倒伏　２０分以内
操作室位置 ： 左岸側

５．構造細目

（１）　ゴム袋体

①　袋体に使用するゴム引布は流下物に対する耐摩耗性が高く、太陽光に対する耐候性、耐熱性に優れた構造とする。

②　袋体は予想される荷重に対し十分な安全率を有するものとし、転石等を考慮した袋体を使用すること。

（２）　取付金具

①　袋体取付金具は、袋体ゴム引布に作用する力を均一に保持する構造とする。

②　袋体の固定は受け金具と押さえ金具で行い、十分な強度を有するボルトで締め付けるものとする。また、締め付け後の変化にて生じるゴム引布の応力の緩和に対しても、十分な保持力を有するものとする。

（３）　操作設備

①　袋体の膨張は、駆動装置によりブロワーを回転させ空気を送り込むものとする。

②　堰の自動倒伏は、堰上流水位を水位計により検知し、電動排気弁を解放することにより袋体内の空気を排気する構造とする。また、手動操作による排気弁解放によっても任意に倒伏できる構造とする。

③　膨張媒体の過給による袋体の破損防止及び倒伏装置が故障した場合における袋体の破損防止を確実にするため、安全装置を設けるものとする。

④　倒伏過程において膨張媒体が完全に排除される構造とする。

第３章　運搬・据付

１．運搬

（１）輸送のための分割は、必要最小限にとどめ必要に応じ合マークを付ける。

（２）厳重に荷造りし、変形破損等の事故のないように運搬すること。

（３）輸送費は仙北市角館町（株）瀧神巧業～現地までとする。

２．据付工事

（１）据付に先立ち、監督職員の立会のもとに下部構造物の所定寸法及び位置の確認を行うものとする。

（２）仮設備用機材または架設用機械等は使用条件を十分検討した設計を行い、特に材質、溶接等は十分慎重を期するものとする。

（３）現場施工での完成後の出来形確認が困難な箇所については、あらかじめ監督職員の確認を受けてから次の工程に移るものとする。

（４）機器の配置は、操作及び点検が容易にできるよう配置するものとする。

（５）機器の据付の際は、構造物に損傷を与えないように配慮すること。万が一損傷を与えた場合には、監督職員に報告するとともに、補修工法を打合せの上、受注者の責任で原形に復旧すること。

３．試運転調整

（１）試運転及び調整は受注者が十分行い、後日運転等にトラブルが発生しないように留意すること。

（２）試運転及び調整に要する費用は、全て受注者において負担するものとする。

（３）試運転及び調整作業の範囲は、本工事で据付られた装置・機器一式とする。

小形水門扉据付工

仕　様　書

1. 事業名

　　ため池等整備事業（河川応対）

2. 地区名

　　保多野地区

3. 納入場所

　　秋田市上新城保多野

4. 使用目的

　　頭首工取水設備の据付

5. 工事範囲

　1）スライドゲート（手動式）　　１門（扉体、戸当金物、開閉装置）

６.仕様細目

　1）共通仕様書

　　秋田県土木工事共通仕様書（秋田県）に準ずるほか、以下の特別仕様による。

2）特別仕様書

（1）スライドゲート

門扉形式	ステンレス製スライドゲート	
有効寸法	純径間　1.000m　×　呑口高　1.000m	
門数	1門	
設計水深	外水深　2.100m(EL=33.370)	
	内水深　0.000m(EL=31.270)	
操作水深	開時　外水深　0.000m(EL=31.270)	
	内水深　1.000m(EL=32.270)	
	閉時　外水深　2.100m(EL=33.370)	
	内水深　1.000m(EL=32.270)	
敷高	EL=31.270	
水密方式	後面4方ゴム水密	
腐食代	考慮しない	
たわみ度	支点間の1／800以下	
開閉方式	手動1本ラック式	
操作方式	機側操作	
揚程	1.100m	
手動操作力	100N以下	
許容応力	水門鉄管技術基準　水門扉編	

（5）塗装仕様

1）コンクリートに接する部分、ステンレス部分及び機械加工部分を除き金属部分は全て素地調整を行った後、塗装を行う事。
ステンレス部分は酸洗いを施すものとする。

2）塗装は原則として工場塗装とする。ただし、現場施工上支障となる部分は現場塗装とする。

3）各機器の塗装仕様は次表のとおりとする。

区分	塗装系	工程	塗料名	標準膜厚
開閉機	ポリウレタン樹脂系・エポキシ	1次プライマー	エポキシジンクリッチプライマー	15μ
		第1層（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り（大気部用）	80μ
		第2層（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り（大気部用）	80μ
		第3層（中塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗り	40μ
		第4層（上塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗り	30μ

7.輸送

1）輸送の為の分割は、必要最小限にとどめ必要に応じマークをつける。

2）厳重に荷造りし、変形破損等の事故の無いように運搬すること。

3）輸送費は自社工場～現地間までとする。